



インターネット通信販売

『初回〇〇円!』は本当にお得?



特別割引
クーポン

に惑わされて
定期購入に!?

ネット通販トラブルは若者だけじゃない!
全年代で相談が増えています!!

いつの間にか「定期購入」に!
解約方法がわからない!

事例

インターネットで「シミが消えるクリーム」の広告を見た。「今なら3割引」「定期購入ではありません」と書いてあったので、1回だけで解約するつもりで注文することにした。

注文手続きを進めていくと、「割引クーポンを使うとさらにお得」という画面が出てきたので、割引クーポンを使って購入した。

商品が届き、明細を見ると、「次回お届け日」が書いてあった。「割引クーポン」を使うことで、いつの間にか「定期購入」コースの契約に変わっていたようだ。次回分が届く前に解約したいが、解約方法が「専用チャットのみ」となっていて操作がわからず、解約できる期間が過ぎてしまった。



「定期購入」の相談が多いのは

年代別：50代以上

商品別：化粧品

(2023年度受付分)

独立行政法人国民生活センター
2024年1月31日公表資料より



ポチッと注文する前に、裏面「最終確認画面チェックリスト」で確認を!

特定商取引法で義務付けられている「特定商取引法に基づく表記」がないサイトは注意!!偽サイトかも?

注文前に解約方法を必ず確認!電話かメールかチャットか?自分でできそう?

「定期しぼりなし」「いつでも解約OK」でも、解約しない限り自動継続になるのでは?



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応:午前10時~午後4時受付 ※年末年始を除く)

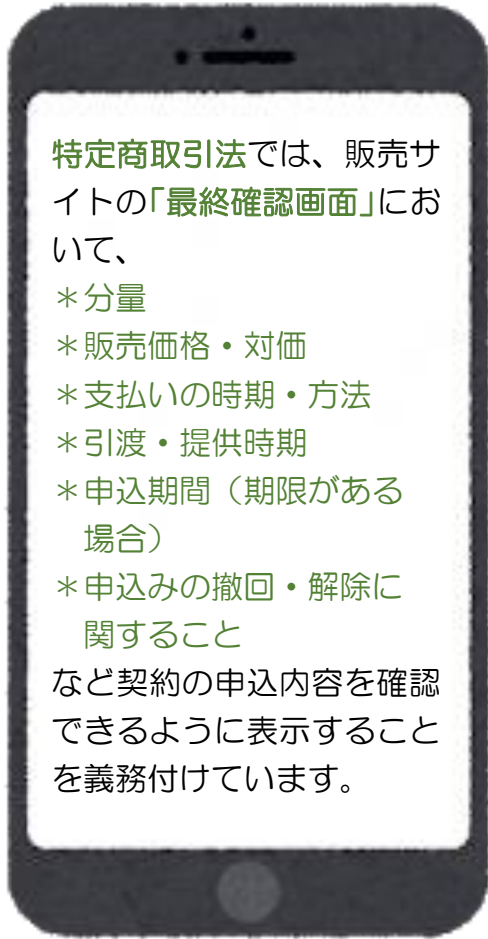
☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)





インターネット通信販売

「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています！！



特定商取引法では、販売サイトの「最終確認画面」において、

- *分量
- *販売価格・対価
- *支払いの時期・方法
- *引渡・提供時期
- *申込期間（期限がある場合）
- *申込みの撤回・解除に関すること

など契約の申込内容を確認できるように表示することを義務付けています。

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込み前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

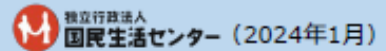
※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度しっかり確認しましょう

- 定期購入が条件になっていませんか？
 - （定期購入が条件になっている場合）継続期間や購入回数が決められていませんか？
 - 支払うことになる総額はいくらですか？
 - 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
 - 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
 - お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
- ※上記の契約条件が記載されている画面は**スクリーンショット**で保存しましょう。

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！



独立行政法人国民生活センター2024年1月31日公表資料より

消費生活無料法律相談会開催日



・3月6日（水）
午後1時30分から
午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（山形県庄内総合支庁内）

《開設時間》 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください（要予約）。

★消費者ホットライン（188）もご利用ください

1人で悩まず
相談してケロ！



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL：0235-66-5452